

# 大分県報

令和八年  
七月三日  
（五）  
号外

（金曜日）

## 目次

### 条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正	一
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正	一
大分県使用料及び手数料条例の一部改正	二
大分県宿泊税条例の制定	二
大分県税条例等の一部改正	六
大分県税特別措置条例の一部改正	八
大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正	九
大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正	九
大分県宿泊税基金条例の制定	一二
大分県公害被害救済措置条例の一部改正	一二
大分県公立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正	一三

### ○ 条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号

令和八年七月三日

号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十二の項を削る。

別表第三の四の項中「高等学校等」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）」を加え、「学び直し支援金の支給に関する事務」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に準じて行う高等学校等中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対する学び直し支援金の支給に関する事務」に改める。

別表第四中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を削り、五の二の項を四の項とし、五の三の項を五の項とし、六の項及び七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項を七の項とし、十の項を八の項とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十三号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第一条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年大分県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第二条第一号中「第百七十三条の四第一項第一号」を「第百七十三条の五第一項第一号」に改め、同条第二号中「第百七十三条の四第一項第二号」を「第百七十三条の五第一項第二号」に改める。

（大分県監査委員条例の一部改正）

第二条 大分県監査委員条例（昭和三十九年大分県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三

大分県報号外（条例）

項」に改める。

（大分県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

**第三条** 大分県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十三年大分県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

（大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

**第四条** 大分県病院事業の設置等に関する条例（平成十七年大分県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

**附則**

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十四号

**大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大洲総合運動公園の部中「冷房設備」を「冷暖房設備」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

大分県宿泊税条例をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十五号

**大分県宿泊税条例**

（課税の根拠）

**第一条** 県は、「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受

入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（納税義務者等）

**第二条** 宿泊税は、旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条第一項の許可を受けて営む同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業及び同法第三項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の届出をして営む同法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であつて規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

**第三条** 次に掲げる宿泊に対しては、宿泊税を課さない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者が、当該学校の修学旅行その他の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該学校の校長（園長を含む。）がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

二 次に掲げる施設の満三歳以上の幼児又は当該幼児を引率する者が、当該施設が主催する行事（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該施設の長（管理者を含む。）がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同法第十項に規定する小規模保育事業、同法第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同法第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第三十九条第一項に規定する保育所並びに同法第五十九条の二の規定による届出をした認可外の保育施設

（税率）

**第四条** 宿泊税の税率は、一人一泊について、次の各号に掲げる宿泊料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 五千円未満 百円
- 二 五千円以上二万円未満 二百円
- 三 二万円以上十万円未満 五百円

四 十万円以上 二千元

(徴収の方法)

第五条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第六条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、宿泊施設の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認める場合には、宿泊施設における宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、当該宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならぬ。

(特別徴収義務者としての登録等)

第七条 前条第一項の規定により特別徴収義務者となるべき者は宿泊施設の経営を開始しようとする日前五日までに、同条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 宿泊施設の所在地及び名称

三 客室数その他設備の概要

四 経営開始予定年月日(申請の日において既に経営を開始している場合にあつては、経営開始年月日)

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、第一項の規定による登録の申請があつた場合には、特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該申請をした者に対し通知し、規則で定める様式による証票を交付するものとする。

4 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 第三項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

6 第三項の規定により登録を受けた者は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じた場合において、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更を届け出なければならない。

7 第三項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の経営を一月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

9 第三項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項の証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を知事に返さなければならない。

(申告納入の手続等)

第八条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他知事が必要と認める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事が指定したものである場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の下欄に掲げる日までに、知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

十二月一日から二月末日まで	三月末日
三月一日から五月末日まで	六月末日
六月一日から八月末日まで	九月末日
九月一日から十一月末日まで	十二月末日

3 特別徴収義務者は、徴収すべき宿泊税に係る宿泊施設の経営を一月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、前二項の規定にかかわらず、その休止しようとする日又は廃止した日までにおいて徴収すべき宿泊税について、その休止しようとする日又は廃止した日から一月以内に、これを申告納入しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。  
(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

**第九条** 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定により還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に当該還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充たする。

4 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

（納税管理人）

**第十条** 特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める日から十日以内に、規則で定める様式による申告書を知事に提出し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、規則で定める様式による申請書を知事に同日から十日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他当該申告書又は当該申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から十日を経過した日とする。

2 前項の納税管理人について、知事において適当でないとき、これを変更させることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出し、宿泊税の徴収の確保に支障がないことの認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（特別徴収義務者の帳簿の記載義務等）

**第十一条** 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、当該帳簿を第八条第一項又は第二項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して三月を経過した日から五年間保存しなければならない。

一 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して三月を経過した日から五年間保存しなければならない。

一 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（関係帳簿等の電磁的記録による保存等）

**第十二条** 特別徴収義務者は、前条第一項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第二項の規定により保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(関係帳簿等の電子計算機出力マイクロファイルによる保存等)

**第十三条** 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロファイル(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロファイルをいう。以下この条及び次条において同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

**2** 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロファイルによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

**3** 前条第一項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第二項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロファイルによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(関係帳簿等の電磁的記録等に対する条例等の規定の適用)

**第十四条** 第十二条各項又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロファイルに対する県税に関する条例又は規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロファイルを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(更正、決定等に関する通知書の様式)

**第十五条** 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正又は決定の通知書、法第七百三十三条の十八第八項の規定による過少申告加算金額の決定又は不申告加算金額の決定の通知書及び法第七百三十三条の十九第五項の規定による重加算金額の決定の通知書は、規則で定める様式による。

(賦課徴収)

**第十六条** 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の定めるところによる。この場合において、

同条例第三条第二号中「狩猟税」とあるのは「狩猟税」と、同条例第四条の二第一項中「及び県固定資産税」とあるのは「、県固定資産税及び宿泊税」と、同条第二項中「及び鉾区税」とあるのは「、鉾区税及び宿泊税」と、同条例第十二条第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは大分県宿泊税条例(令和八年大分県条例第三十五号)」とする。

(犯罪事件の調査における間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税の指定)

**第十七条** 宿泊税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の二十二の四第六号及び第六条の二十二の九第四号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(宿泊税に係る交付金の交付)

**第十八条** 宿泊施設所在の市町村に対しては、当該市町村において第一条の施策に要する費用に充てるため、宿泊税交付金として、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれその下欄に定める金額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
六月	前年度十月から三月までの間に収入した宿泊税の額から、次項各号に掲げる控除額を控除した額の十分の七に相当する額に、当該市町村に係る宿泊税の割合を乗じて得た額
十二月	四月から九月までの間に収入した宿泊税の額から、次項各号に掲げる控除額を控除した額の十分の七に相当する額に、当該市町村に係る宿泊税の割合を乗じて得た額

**2** 前項の「控除額」とは、次に掲げる額をいう。

- 一 大規模な災害、感染症のまん延その他の観光に重大な影響を与える事態が発生した場合における必要な施策に要する費用並びに当該事態からの復旧及び復興のための必要な施策に要する費用に充てるべきものとしてあらかじめ知事が定める額
- 二 宿泊税の賦課徴収に要する費用の額として知事が定める額
- 三 当該期間内に宿泊税についての過誤納に係る還付金を支出した場合においては、当該支出した額

**3** 第一項の「市町村に係る宿泊税の割合」とは、当該期間内に収入した当該市町村に所在する宿泊施設に係る宿泊税の額を、当該期間内に収入した宿泊税の額で除して得た割合を

いう。

4 第一項に規定する交付時期ごとに、交付することができなかった金額があるとき、又は交付すべき金額を超えて交付した金額があるときにおいては、それぞれ当該金額は次の交付時期に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（規則への委任）

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第四項、第五項又は第十項の規定に違反したとき。

二 第十一条第一項の規定に違反して、同項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき、又は同項の帳簿を隠匿したとき。

三 第十一条第一項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかったとき。

四 第十一条第二項の規定に違反して、同項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成したとき、又は同項の書類を隠匿したとき。

五 第十一条第二項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかったとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第二十一条 第十条第三項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、状況により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税について適用する。

（特別徴収義務者としての登録に関する経過措置）

3 施行日において宿泊施設を経営し、又は経営しようとする者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第七条第一項の規定を適用する。

（申告納入の手続に関する経過措置）

4 施行日が月の初日でない場合において、施行日から施行日の属する月の末日までの間に於いて徴収すべき宿泊税に係る第八条第一項の規定の適用については、同項中「毎月末日まで」とあるのは「施行日の属する月の翌々月の末日まで」と、「前月の初日から末日まで」とあるのは「施行日から施行日の属する月の末日まで」とする。

（準備行為）

5 特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付並びに納税管理人の申告、申請及び承認は、施行日前においても、第六条第二項並びに第七条第一項（附則第三項の規定が適用される場合を含む。）、第二項及び第三項並びに第十条第一項の規定の例により行うことができる。

（検討）

6 知事は、この条例の施行後三年を目途として、第一条に規定する施策の効果及び社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、五年ごとに同様の検討を行うものとする。

大分県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十六号

大分県条例等の一部を改正する条例

(大分県税条例の一部改正)

**第一条** 大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の第三第二項中「(当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第二十八条の四を次のように改める。

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

**第二十八条の四** 法第四十五条の三の第三項各号に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の第三項各号に掲げる事項を記載した申告書を、法第三百七十七条の三の第三項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第三百七十七条の三の第三項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

附則第七条中「(当該金額が当該納税義務者の第二十五条及び第二十五条の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第二十五条及び第二十五条の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第七条の二中「令和二十年度」を「令和三十年度」に、「前条(同条)」を「第二十五条の三第一項及び第二項並びに前条(これら)」に改め、「ついでには」の下に「第二十五条の三第二項第一号並びに第三号イ及びロ中「法第三十七条の二第十一項第一号の表」とあるのは「法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第十一項第一号の表」とを加え、同条に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての第二十五条の三第一項及び第二項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、第二十五条の三第二項第一号並びに第三号イ及びロ中「法第三十七条の二第十一項第一号の表」とあるのは「法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第十一項第一号の表」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第七条の三の二中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「令和七年」を「令和十二年」に改める。

附則第十条に次の一項を加える。

5 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時に、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第十四条の二の次に次の一条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)

**第十四条の二の二** 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第二十三条及び第二十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の六の四に規定するところにより計算した金額(以

下この条において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の三の六第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。

（災害被害者に対する県税の減免等に関する条例の一部改正）

**第二条** 災害被害者に対する県税の減免等に関する条例（昭和三十八年大分県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加える。

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中大分県税条例第二十五条の三第二項及び第二十八条の四の改正規定、同条例附則第七条及び第七条の三の二の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和九年一月一日

二 第一条中大分県税条例附則第七条の二の改正規定及び同条例附則第十条に一項を加える改正規定 令和十年一月一日

三 第一条中大分県税条例附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定並びに第二条及び附則第四項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日  
（県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の大分県税条例（以下「新条例」という。）第二十五条の三第二項及び附則第七条の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十八条の四第一項の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十八条の四第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第一条の規定による改正前の大分県税条例第二十八条の四の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十四条の二の二の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十七号

**大分県税特別措置条例の一部を改正する条例**

大分県税特別措置条例（昭和三十八年大分県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の五第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第四号中「地方活力向上地域特別償却設備」の下に「（所得税法施行令第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。次項第二号において同じ。）」を加え、同条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

**附則**

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正前の大分県税特別措置条例（以下「旧条例」という。）第三条の五第一項又は第二項に規定する認定事業者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同条第二項に規定する特定業務施設整備計画に従って同項に規定する地方活力向上地域特別償却設備を新設し、又は増設した場合における当該認定事業者に対する県税の課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。

3 新条例第三条の五の規定の適用を受けることとなった者が、施行日前又は施行日から一月を経過する日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施行日から一月を経過した日とする。

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧条例第四条第一項に規定する申請書及び旧条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、施行日から一月を経過した日とする。

大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和八年七月三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

**大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例**

大分県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年大分県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四十八条第三項」を「第五十八条第三項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第三十九号

**大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例**

**条 例**

（大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正）

**第一条** 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例（平成十八年大分県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の二中「三十五人」を「三十人」に改め、同表の第二に次のように加える。

六 一、二及び四により置かなければならない保育士の資格を有する者については、

一人に限り、当該幼稚園型認定こども園等に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有するものであつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし

し、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事せず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保すること。

別表の第七中九を十一とし、八を十とし、七の次に次のように加える。

八 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行くときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

九 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて子どもの降車の際に、八に定める子どもの所在を確認すること。

別表の第七に次のように加える。

十二 幼稚園型認定こども園等の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この十二において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第二条** 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

**第十三条の三** 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童

対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十条に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第七十三条第十五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第二項、第四項又は第五項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第二項中「この項」の下に「及び附則第七項」を加え、「限って」を「限り」に改め、「の保育士」の下に「（同条第三項、附則第四項又は附則第五項の規定により保育士とみなされる者及び同条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第六項中「保育士（」の下に「第五十条第三項、」を加え、「保育士の数（」を削り、「がない」を「がないもの」に、「第五十条第二項」を「同条第二項」に、「ものをいう。」を「保育士の数」に改める。

附則第十五項を第十六項とし、第七項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 第五十条第三項及び附則第二項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいづれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該保育所の保育士（同条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第三条** 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

**第四十六条** 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条中「第三十三条」の下に「、第四十六条」を加える。

第七十八条、第七十八条の二、第八十一条の九及び第八十九条中「第四十五条まで、第四十七条から」を削る。

（指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第四条** 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

**第四十三条** 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十八条中「第四十二条まで、第四十四条」を「第四十四条まで」に改める。

（大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第五条** 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

**第四条の三** 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号))

第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第五条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第六条第一項及び第三項の表の備考第一号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加え、同表の備考に次の一号を加える。

五 第一号に定める者については、一人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもの(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第六条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

(大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第六条** 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例(令和六年大分県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)」を付し、同項中「当分」を

「令和十年三月三十一日まで」に改め、「改正後の大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例」の下に「(次項において「新幼稚園型認定こども園等要件条例」という。))」を加え、「及び二」を削り、「改正前の大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例」の下に「(同項において「旧幼稚園型認定こども園等要件条例」という。))」を加える。

附則第四項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)」を付し、同項中「改正後の大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「(次項において「新幼保連携型認定こども園基準条例」という。))」を加え、「及び二の項」を削り、「改正前の大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「(次項において「旧幼保連携型認定こども園基準条例」という。))」を加え、同項を附則第六項とする。

附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)」を付し、同項中「当分」を「令和十年三月三十一日まで」に改め、「改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「(次項において「新児童福祉施設基準条例」という。))」を、「第五十条第二項の規定」の下に「(満三歳以上満四歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。))」を、「改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「(次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。))」を加え、同項を附則第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新児童福祉施設基準条例第五十条第二項の規定(満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。))は、適用しない。この場合において、旧児童福祉施設基準条例第五十条第二項の規定(満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。))は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新幼稚園型認定こども園等要件条例別表の第一の一・二の規定は、適用しない。この場合において、旧幼稚園型認定こども園等要件条例別表の第一の一・二の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の一項を加える。

7 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に

支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、新幼保連携型認定こども園基準条例第六条第三項の表の二の項の規定は、適用しない。この場合において、旧幼保連携型認定こども園基準条例第六条第三項の表の二の項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の第七に次に加える改正規定、第二条中児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条の二の次に一条を加える改正規定、第三条及び第四条の規定並びに第五条中大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第四条の二の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する幼稚園型認定こども園等における一学級の子どもの数については、第一条の規定による改正後の大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の第一の二の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

（大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第五条の規定による改正後の大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第五条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

大分県宿泊税基金条例をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第四十号

大分県宿泊税基金条例

（設置）

第一条 「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要

する費用に充てるため、大分県宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、大分県宿泊税条例（令和八年大分県条例第三十五号）

第八条の規定により、県に納入された宿泊税に相当する額とし、一般会計歳入歳出予算

（以下「予算」という。）で定める。

（基金の管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第六条 知事は、第一条の費用に充てる場合及び宿泊税の賦課徴収に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、大分県宿泊税条例の施行の日から施行する。

大分県公害被害救済措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第四十一号

大分県公害被害救済措置条例の一部を改正する条例

大分県公害被害救済措置条例（昭和四十八年大分県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「限る」を「限り、同法に規定

する漁業共済事業の対象となつてゐるものを除く」に、「含む。以下」を「含む。次号において」に改める。

第十二条の見出し中「補填」を「補填」に改め、同条第一項中「の各号」を削り、「の補填」を「の補填」に改め、同項ただし書中「補填」を「補填」に、「限る」を「限り、漁業災害補償法に規定する漁業共済事業の対象となつてゐるものを除く」に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日前に発生した漁業に係る被害における被害額の補填等については、なお従前の例による。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第四十二号

#### 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、五五〇人」を「三、五八八人」に改め、同項第二号中「七、〇七六人」を「七、〇〇一人」に改める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の規定は、令和八年四月一日から適用する。

令和八年七月三日

大分県報号外（条例）